

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成29年10月10日

世田谷区

1. 業務概要

(1) 契約予定件名

世田谷区立中学校学校主事業務委託（長期継続契約）

(2) 業務内容

環境整備業務

管理修繕保守業務

校務・庶務的業務

施設管理業務

学校安全・災害対策業務

(3) 履行場所

世田谷区立駒沢中学校

世田谷区立駒留中学校

世田谷区立玉川中学校

世田谷区立砧南中学校

世田谷区立三宿中学校

世田谷区立世田谷中学校

(4) 履行期間

平成30年4月1日より平成33年3月31日まで

平成30年1月～3月を履行の準備期間（事前研修等）とするため、契約日は平成30年1月からを予定している。

契約期間中であっても、本契約を締結した翌年度以降において、本契約に係る歳出予算の減額又は削減があった場合は、契約を変更又は解除することができる。

2. 募集区分

上記1(3)に記載した世田谷区立中学校6校について、学校主事業務を委託する法人を募集する。ただし、募集時点で学校ごとに選定を行わず、選定委員会により上位2事業者を選定する。

委託校の決定方法については、評価1位の事業者が世田谷区と協議の上、先に6校のうち最大4校を上限とし、委託校として決定する。その後、評価2位の事業者は最小2校を下限とし、その他の中学校を委託校として決定する。なお、契約件名については、委託校の決定後に確定する。

3. 参加資格

次のすべての要件を満たす法人であること。

- (1) 東京都内に本社または支店等を設置している法人であること。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格を有すること。
- (3) 次の事項に該当しないこと。
 - 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者
 - 同条第2項の規定により、世田谷区における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - 世田谷区から現に指名停止を受けている者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更生手続き開始申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく民事再生手続き開始申立てがなされていないこと。
- (5) 世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年2月28日 23世経理第709号）に定める除外措置要件に該当していないこと。
- (6) 地方自治体において、平成27年度から29年度の3年間に、学校用務業務を引き続き2年以上受託していること。
- (7) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

4. 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

5. 提案書を特定するための評価基準

- (1) 学校主事業務に対する基本的な考え方
- (2) 業務実施体制
- (3) 作業員についての基本的な考え方
- (4) 災害対策や安全対策、苦情対応等について
- (5) 個人情報管理について
- (6) 事業者からの提言・提案
- (7) 業務実績
- (8) 経営状況

6. 手続き等

(1) 担当部課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号
世田谷区教育政策部学校職員課職員係
(世田谷区役所第2庁舎3階35番窓口)
電話 03-5432-2672 ファクシミリ 03-5432-3025

(2) 募集要領の配布期間、場所及び方法 希望者に無償配付する。

配布期間 平成29年10月10日(火)～10月23日(月)

場所及び方法 上記6(1)の窓口で配付(窓口配付については土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時)

(3) 参加表明書の提出期間並びに場所及び方法

提出期間 平成29年10月10日(火)～10月23日(月)

土・日曜日、祝日を除く、午前9時～午後5時

参加表明書を提出した事業について参加資格の確認を行い、招請通知を発送する。

提出場所 上記6(1)に同じ

提出方法 持参に限る

(4) 提案書等の提出並びに場所及び方法

提出期間 招請通知受領日～11月20日(月)

土・日曜日、祝日を除く、午前9時～午後5時

提出場所 上記6(1)に同じ

提出方法 持参に限る

7. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(5) 関連情報を入手するための窓口 6(1)に同じ

(6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(7) 本件に関して区から入手した資料や情報等は、区の許可なく公表又は転載、引用等を行ってはならない。

(8) 企画提案に係る費用は、参加者の負担とする。

(9) 詳細は募集要領による。

(10) プロポーザル実施過程において、直接委託対象校へ連絡をしたり、委託対象校を訪問(校内に立ち入るなど)したり、職員や保護者等に話を聞くなどしてはならない。

(11) 本案件は、世田谷区公契約条例に基づく労働報酬下限額の適用案件である。詳しくは、募集要領配布の際に同時に配布する「労働報酬下限額の適用についてのご案内」参照のこと。